

(余白頁)

第3章 財政健全化法から見た財政状況



(余白頁)

第3章 財政健全化法から見た財政状況

1 財政健全化法とは

第1章、第2章では、市の普通会計決算状況の概要と全国的に用いられている財政指標による分析をみていただきました。しかしながら、市には普通会計だけでなく国民健康保険事業会計や公共下水道事業会計など、その他複数の会計が存在します。それらを含めた市全体の決算状況はどうであったのか、また、単年度の収支から見える財政状況分析だけでなく、ストック（負債等）を含めた財政状況が健全な状態であるかということは重要でありながらも、これまで使われてきた財政指標からは見えない状況でした。そこで、これらの問題点を改善するため、平成19年度に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（通称：財政健全化法）が制定され、財政の健全性を判断するための指標「健全化判断比率」と公営企業の経営状況を明らかにする指標「資金不足比率」という2つの指標が設けられました。これらは平成19年度決算から公表が義務付けられています。

第3章では、この財政健全化法に基づく指標を用いて分析を行います。

現行の地方財政制度が抱えていた課題

- 分かりやすい財政情報の開示が不十分
- 再建団体の基準しかなく、早期是正機能がない
- 普通会計を中心とした単年度の収支の指標のみで、ストック（負債等）の財政状況に課題があつても問題とならない（見えない）
- 公営企業に早期是正機能がない

課題の改善

- 指標の整備

→フロー指標：「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」

→ストック指標：「将来負担比率」

国の算定基準に基づき全国の自治体が算定を行う。財政状況に応じて「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3つの段階に区分される。4つの指標のうち1つでも基準を超えた場合、「財政健全化計画」や「財政再生計画」を定め、財政の健全化を図っていく。

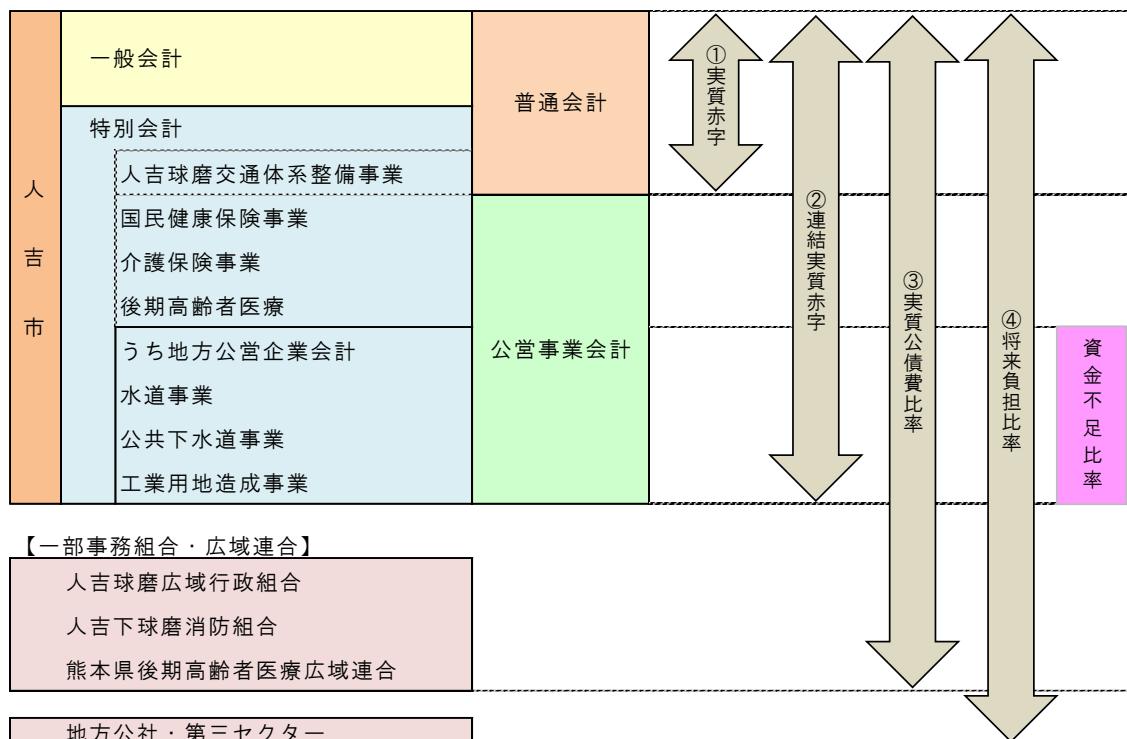
- 情報開示の徹底

監査委員の審査に付し、議会に報告、公表を行うことを義務付け

健全化判断比率と資金不足比率の対象とする範囲

それぞれの指標が算定する範囲は、次の表のとおりです。

健全化判断比率・資金不足比率の対象図



2 健全化判断比率

健全化判断比率とは、地方自治体における財政状況がどの水準にあるのかを示すものです。健全化判断比率は「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの指標から構成されます。これらの数値が1つでも一定値（早期健全化基準（黄信号！）や財政再生基準（赤信号!!））を上回ると、「健全な状態ではない」と判断され、健全化へ向けた計画の作成と実施状況の報告などが義務付けられます。

人吉市の令和3年度決算に基づく健全化判断比率は次の表のとおりです。

令和3年度決算に基づく人吉市の健全化判断比率

(単位：%)

区分	健全化判断比率		対前年比	早期健全化判断比率	財政再生基準
	令和3年度	令和2年度			
① 実質赤字比率	—	—	—	13.44	20.0
② 連結実質赤字比率	—	—	—	18.44	30.0
③ 実質公債費比率	5.6	4.9	0.7	25.0	35.0
④ 将来負担比率	24.8	37.4	△ 12.6	350.0	

※表中の『—』は実質赤字比率及び連結実質赤字比率がないことを表します。

1)『実質赤字比率』

一般会計等（※）に赤字額がある場合の赤字の程度を表すものです。実質収支比率と同じ捉え方をした指標ですが、赤字部分を対象とするので、実質収支額が黒字ならば「一」で表示し、赤字であれば、その額を標準財政規模で除して比率を算出します。

令和3年度決算では、一般会計等は黒字であったため、この数値は出ておりません。

※一般会計等・・・人吉市では一般会計・人吉球磨地域交通体系特別会計の2つ。

2)『連結実質赤字比率』

一般会計等に特別会計と公営企業会計を合わせて赤字額がある場合の赤字の程度を表すものです。実質赤字比率と同じく、実質収支額が黒字ならば「一」で表示し、赤字であればその額を標準財政規模で除して比率を算出します。

令和3年度決算では、全会計とも黒字決算であったため、この数値は出ておりません。「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、比率の高さ以前に、その値が算出されること自体が憂慮されることを意味します。本市は問題ない状況と言えます。

3)『実質公債費比率』

借入金の返済額やこれに準じるもの額が財政規模に対してどれくらいかを表したものです。本市の令和3年度決算では5.6%でした。昨年度からすると。庁舎建設の元金償還が始まること等により0.7%上昇しましたが、早期健全化基準の25.0%を下回っていることから、健全な状況にあると言えます。

4)『将来負担比率』

借入金の返済額など、本市の一般会計等が将来負担する負債が財政規模に対してどれくらいかを指標化したものです。これまで、地方公共団体が背負っている将来負担は、地方債残高、債務負担行為支出予定額などそれぞれ個別に、また会計ごとに表されてきました。しかし、これらは金額だけ示されても、その金額が適度なものなのか、あるいは過大なものなのかを判断することができませんでした。また、地方公共団体の負担については、一部事務組合や第3セクターに及ぶ場合もありますが、その分の将来負担がどの位になるのかなどを表す手法もありませんでした。この将来負担比率はそれらの問題点を改善する指標として新しく盛り込まれたものです。

本市の状況は、令和3年度決算では24.8%でした。昨年度よりも12.6%減少しており、早期健全化基準35.0%を大きく下回っています。

現状は健全な状態と言えますが、今後、借入金に頼った事業拡大や基金に頼った財政運営を続けると、この比率を悪化させることになります。そのような意味で、将来負担比率は現状を単純に計るのではなく、将来を見据えた財政運営の指針として捉える必要があります。

CHECK！ 昨年度との比較

『実質公債費比率』・・・対前年度比 0.7%

この比率は3ヶ年の平均（令和元年度～令和3年度）で算出されます。単年度ごとの実質公債費比率は、令和元年度 5.0%、令和2年度 5.5%、令和3年度 6.5%となっています。庁舎建設の元金償還が始まったことなどで、単年度では前年度より1.0%増となりました。（算定方法は30ページにあります。）

『将来負担比率』・・・対前年度比 △12.6%

この比率は地方債の残高やそれに準じるもの額（債務負担行為額や公営企業、一部事務組合等へ地方債の償還分として一般会計から繰出しを行う額など）、職員の退職手当負担見込額などを将来の負担予定額として分子に計上し、標準的な将来の収入予定額（標準財政規模等）を分母に計上して算出します。前年度に比べ12.6%減となりました。これは、剩余金を財源として将来の起債償還に備えた減債基金への積立や災害復旧事業債や災害対策債の発行による基準財政需要額算入見込額の増加により、充当可能基金が増加したことで分子の割合が小さくなり減少となりました。（算定方法は31ページにあります。）

昨年度に引き続き、本市の健全化判断比率の状況は「黄信号」である早期健全化基準などを下回りおおむね健全な状態と言えます。しかし、先にも述べたように借入金や基金に頼った財政運営は財政を悪化させることになるので、将来の税収等の収入財源を見据え、本市の財政規模に見合った事業を行うなど、今後も財政状況が悪化しないように注意しなければなりません。

3 資金不足比率

資金不足比率とは、公営企業の資金不足がある場合、その資金不足が事業規模に対してどれくらいかを指標化したものです。この比率が高くなるほど、その公営企業の経営状態に問題があることになります。人吉市には4つの公営企業があります。いずれも、令和3年度決算における資金不足額はありませんでした（表中は『ー』表示）。

令和3年度決算に基づく人吉市の資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率		対前年比
	令和3年度	令和2年度	
水道事業特別会計	ー	ー	ー
公共下水道事業特別会計	ー	ー	ー
工業用地造成事業特別会計	ー	ー	ー

※表中の『ー』は資金不足がないことを表します。

4 用語解説

各用語の意味、算定方法については下記を参考にしてください。

1) 実質赤字比率

一般会計等の実質収支が赤字となった場合に、その赤字額が標準財政規模に対してどれくらいの割合かを測る指標です。家計に例えて言えば、年収に占める年間の赤字額の割合になります。

算定式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※標準財政規模…地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模を示すもの

2) 連結実質赤字比率

一般会計等と国民健康保険や下水道などの特別会計すべての実質収支総額が赤字となった場合に、その赤字額が標準財政規模に対してどれくらいの割合かを測る指標です。

算定式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

3) 実質公債費比率

決算年度において、一般会計等が負担した地方債の償還額など債務返済に支出された額の標準財政規模に対する割合です。家計に例えて言えば、年収に占める年間の借金返済額の割合になります。

算定式

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\frac{(元利償還金+準元利償還金)-(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}{\text{標準財政規模}}}{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}$$

* この算定式で3ヶ年分を算出し、その平均値が実質公債費比率となります。

※元利償還金・・・地方債（市の借金）の返済金。上記算定式では、特に一般会計等における返済金のことを指しています。

※準元利償還金・・・上記算定式では、一般会計等以外の公営企業会計（公共下水道事業特別会計など）で発行した地方債や人吉市が加入している一部事務組合が発行した地方債の返済のために、一般会計が負担したと認められるお金。

※特定財源・・・元利償還金、準元利償還金返済のために特定して歳入されたお金のこと。
地方債の償還に充てる公営住宅の使用料や都市計画税など。

※基準財政需要額算入額・・・交付税算入のある地方債を起こした場合には、後年度の地方交付税の中に当該年度の地方債元利償還金分が含まれて交付されます。特定財源と同様、実質公債費比率を算定する際には、その額を地方債残高等から控除します。

4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額の標準財政規模に対する割合です。

算定式

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※将来負担額‥○一般会計等の当該年度の前年度における地方債の現在高

- 債務負担行為に基づく支出予定額
- 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- 当該団体が加入する一部事務組合等の地方債元金償還に充てる当該団体からの負担行為等見込額
- 退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額
- 地方公共団体が設立した一定の法人の負債額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- 連結実質赤字額
- 一部事務組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計負担見込額

※特定財源‥国や県等からの利子補給・貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金、
公営住宅使用料、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税
など

5) 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業規模（事業収入のこと）に対する比率です。

算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

※資金不足額

- 「法適用企業」の資金不足額

★人吉市では「水道事業特別会計」・「公共下水道事業特別会計」の2つ

資金不足額＝（流動負債充用額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高）－流動資産

- 「法非適用企業」の資金不足額

★人吉市では「工業用地造成事業特別会計」・「国民宿舎特別会計」の2つ

資金不足額＝（繰上充用額＋支払繰延・事業繰越＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高）－（解消可能資金不足額（計画赤字額）

※事業の規模

- 「法適用企業」の事業規模＝営業収益の額－受託工事収益の額

- 「法適用企業・宅地造成事業」の事業規模＝資本＋負債

- 「法非適用企業」の事業規模＝一時借入金＋地方債残高＋他会計借入金

6) 早期健全化基準

国が定めた財政状況に対する「黄信号」とも言える基準の数値です。健全化判断比率のうち、1つでもその基準を超えた場合は「早期健全化団体」となります。

～早期健全化団体になると～

- 財政健全化計画の策定（議会の議決を要します）

- 財政健全化計画の実施状況を毎年議会に報告し、公表する必要があります

- 早期健全化が著しく困難と認められるときには、総務大臣又は知事が必要な勧告を行います

7) 財政再生基準

国が定めた財政状況に対する「赤信号」とも言える基準の数値です。この数値は、自主的な財政の健全化を図ることが困難と判断されるラインになります。4指標のうち1つでもその基準を超えた場合は「財政再生団体」となります。

～財政再生団体になると～

- 財政再生計画の策定（議会の議決を要します）、外部監査要求の義務付け
- 財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めるできます
- 財政運営が計画に適合しないと認められる場合、総務大臣が予算変更等の勧告を行います

8) 経営健全化基準

公営企業の財政状況に対する「黄信号」とも言える基準の数値です。公営企業の資金不足比率がこの基準を超えた場合は、公営企業ごとに「経営健全化計画」を定め、自主的かつ計画的に経営の健全化を図らなければなりません。